

第1回 川崎市協働・連携のあり方検討委員会 議事録

- 日 時 平成26年12月3日(水) 14:00~16:00
 - 場 所 川崎市役所 第3庁舎12階 総合企画局企画調整課会議室
 - 出席委員 岩本委員、小倉委員、岸本委員、齊藤委員、末吉委員、名和田委員、治田委員、廣岡委員、村瀬委員(以上委員9名出席、下川原委員は都合により欠席)
 - 事務局 総合企画局：瀧崎局長
総合企画局自治推進部：袖山部長、勝盛担当課長、鴻巣担当係長、藤井担当係長、山口担当係長、大橋主任
 - 関係者 市民・こども局市民生活部市民活動推進課：飯塚課長、海津担当係長、三田村主任
経済労働局産業政策部企画課：小沢課長、葉山職員
 - 傍聴者 0名
 - 配布資料 資料1 川崎市協働・連携のあり方検討委員会 委員名簿
資料2 川崎市協働・連携のあり方検討委員会に関する要綱
資料3 川崎市協働・連携のあり方検討委員会設置の背景・経緯について
資料4 川崎市協働・連携のあり方検討委員会について
資料5 今後の検討事項について(事務局案)
 - 参考資料 川崎市自治基本条例逐条説明書
川崎市自治推進委員会(第4期)報告書
川崎市市民活動支援指針
川崎市市民活動支援指針改定検討委員会報告書
川崎市協働型事業のルール
平成25年度川崎市包括外部監査の結果報告書(概要版)
-

■事務連絡(総合企画局 勝盛担当課長)

- ・会議の公開、会議録・ニュースレターの作成、写真撮影等について
- ・委員の出欠の確認
- ・参考資料等の確認

開会 進行役：総合企画局自治推進部 袖山部長

1. 委任状交付 総合企画局 瀧崎局長

- ・出席委員に川崎市協働・連携のあり方検討委員会委員への委嘱状の交付が行われた。

2. 総合企画局長あいさつ 総合企画局 瀧崎局長

- ・川崎市協働・連携のあり方委員会の委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。
- ・川崎市自治基本条例で、地域との協働のまちづくりを推進していこうという方向を定めたのが平成16年、今からちょうど10年前になります。

- ・ この間、条例に基づき区民会議の設置、中間支援組織としての市民活動支援センターの機能強化などを進めてきました。市民活動支援の指針も策定するなど、市民の皆さんと一緒に取り組んでまいりました。
- ・ 今改めて、協働のまちづくりを推進していくために、連携や協働の考え方、今後必要な視点、方針などを整理し、必要な制度や組織の整備を進めていきたい、それに向けてみなさんの御意見を伺いたいという趣旨でこの委員会を設置しました。
- ・ かなり幅広いテーマわたる議論となり、時間的な制約もありますが、その中で何を取り上げ、何を御提案いただくのかということが、これからの川崎市での市民の協働を進めていく上でベースとなると考えておりますので、ぜひ忌憚のない意見をお願いいたします。
- ・ 我々行政としても、みなさんと率直な情報や意見の交換を進めていきたいと考えています。よろしくをお願いいたします。

3 委員紹介・事務局紹介（資料1）

（1）委員自己紹介（50音順・氏名・所属・委員会に臨むことや関心事など）

岩本委員 富士通株式会社川崎支店の岩本です。私共富士通は今年2月に川崎市とICTを活用した地域貢献に関する包括協定を締結させていただき、市と一緒に取組を進めているところです。こうした経験やスキルを活かしながら、委員会の活性化に貢献できればと考えております。

小倉委員 公益財団法人かわさき市民活動センターの理事長をしております、小倉です。私共は、前身の旧ボランティアセンターから、平成15年に財団法人、その後公益財団法人となりました。現在は、助成金の交付や様々な情報発信、講座の開講などを行いながら市民活動の推進と支援を行っています。

岸本委員 公益財団法人パブリックリソース財団の岸本です。本拠地は東京の八丁堀にあります。普段は「意志ある寄付で社会を変える」ということで、民間の資金を社会課題に活用するための仕組みづくりに取り組んでいる財団です。川崎のことをよく勉強しながら、参加してまいりたいと思います。

齊藤委員 川崎市社会福祉協議会の理事をしております齊藤です。川崎市福祉協議会では部会制をとっており、経営者部会などいろいろな部会がありますが、その中の一つ、ボランティア部会の部会長をしております。そのような経緯でこの委員会に参加することになりました。

末吉委員 多摩区長沢自治会の会長を仰せつかっております末吉です。町内会はまさに地域で、地域の住民によって成り立っている組織です。地域の方の意見をいろいろな形で積み上げながらの取組みも進めています。地域と行政が協調・共存・共生できれば一番良いと常日頃思っているのですが、自治会活動の参加者が減り、加入率も減っている現状があります。「自分の生活は自分で守る」という意識も統一されておらず、何か起きた時にだけ助けを求めてくるというようなジレンマも感じています。皆さんからいろいろな意見を頂戴しながら、地元や町内会連合に持ち帰って、この委員会をより有意義なものにしていきたいと思っております。

名和田委員 法政大学法学部の名和田です。川崎市とは長く関わらせていただいております。もともとは川崎市民で、シンポジウムなどに呼んでいただくことが10年ほど前からあり、最近はこの委員会等の恒常的な仕事もさせていただいております。専門はコミュニティ政策研究です。

コミュニティづくりは都市計画・福祉が非常に大切だと感じていますが、まず都市計画では川崎市には地区まちづくり育成条例があり、その地区まちづくり審議会の会長を務めさせていただきました。福祉の方でも社会福祉協議会関係の仕事をいくつかさせていただいた経験があります。川崎市自治推進委員会の第3・4期の委員長もやらせていただき、川崎のことは少し勉強させていただいてきたつもりですので、それを基盤に頑張っていきたいと思います。

治田委員 関内イノベーションイニシアティブ株式会社の代表取締役をしております治田です。もともとNPO法をつくるころから、非営利活動の支援に携わってまいりました。現在は横浜の北仲通りという県庁のほど近くで「mass・mass 関内フューチャーセンター」という場を運営しながら、コワーキング・スペース、シェアオフィスの運営をしております。現在70社ほどに入居いただいています。ソーシャルビジネスの担い手講座などもここ4年ほど、ぐらす・かわさきさんのご協力もいただきながら運営してきており、その修了生が750人を超えたところです。今までの非営利活動団体とは少し異なる形、株式会社や組合など様々な組織形態で地域課題に関わる人達が増えてきており、制度や仕組みが追いついていないと日頃実感しています。私たち自身は横浜発なのですが、川崎市の団体とも様々な形で関わらせていただいています。例えば産業分野ではK S Pさん、川崎市産業振興財団さんなどです。最近はクラウドファンディングなどにも取り組んでおり、そうした御紹介もできたらと思っています。

廣岡委員 NPO法人ぐらす・かわさきの廣岡です。2001年に設立されたNPO法人で、認定も取得した市内で活動しているNPO法人です。法人の目的は「誰もが暮らしやすいまちづくり」で、場や情報の提供を行っています。多摩区の登戸で「遊友ひろば」という場を運営したり、中原区で「メサ・グランデ」というコミュニティカフェの運営などを行っています。メサ・グランデでは特にコミュニティビジネスの支援やコミュニティカフェの開設講座などに取り組んできました。この他、主な来年度を目標に、市民の方からの寄付で川崎市内の活動を応援していける財団をつくりたいと考えて、設立準備会を立ち上げています。

村瀬委員 村瀬です。公募で小論文を書いて、この委員会に入れていただいた仲間です。宮前区に20年ほど住んでいますが、市民活動に参加したのは3年ほど前からです。まだ新米ですが、熱意はもっているつもりです。この委員会でも積極的に発言し、皆さんからもいろいろ吸収させていただいて、連携や協働が少しでも進めばいいと思います。

(2) 事務局紹介

出席していた事務局及び関係局の職員の役職・氏名を紹介した。

* 瀧崎局長、他の公務で退席

4 川崎市協働・連携の在り方検討委員会に関する要綱の確認（資料2）

資料2に基づき委員会の要綱について、確認した。特に意見等はなし。

5 委員長・副委員長の選出

(1) 委員長の選出

- ・ 廣岡委員より「前身の市民活動支援指針改訂検討委員会でも委員長を務められていた」こと

を理由に名和田委員を推薦する意見が挙げられ、一同賛成、選出した。

【名和田委員長 就任あいさつ】

推薦をいただき、ありがとうございます。市民活動支援指針改訂検討委員会は、実に時宜を得た内容だったと思います。その委員長をしっかりと勤められたかどうかはわかりませんが、今回もどれだけしっかりと役務を果たせるかわかりませんが、全力で当たりたいと思います。各委員から自己紹介をいただきました。前々から存じ上げている方々も何人かいらっしゃいますし、実に錚々たるメンバーと感^{そうそう}じています。これだけさまざまな議論ができる方々に委員になっていただき、川崎市としては幸せだと思います。委員の皆さんはとにかく思ったことはどんどん言っていただければと思います。委員長として責任を持って取りまとめまいります。事務局の方々もぜひ御協力をお願いいたします。

(2) 副委員長の選出

- ・ 名和田委員長から、特に川崎市民の委員は思う存分意見を言っていただきたいということ、学識委員という立場から取りまとめのお手伝いをお願いしたいということから、岸本委員に就任のお願いがあり、本人の了承のもと、一同賛成、承認した。

【岸本副委員長 就任あいさつ】

名和田先生のリーダーシップのもと、私も川崎のことを勉強させていただきながら、やっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

6 川崎市協働・連携のあり方検討委員会について（資料3・4）

- ・ 資料3に基づき、川崎市のこれまでの協働に関する施策の取組について事務局より説明があった。
- ・ 資料4に基づき、川崎市協働・連携のあり方検討委員会の経緯と目的、検討事項、今後の検討の進め方等について説明があった。

<質疑・意見交換>

名和田委員長 任期は来年度末までなのですが、検討期間は資料によると来年11月上旬予定の第9回の委員会が最終の会議で、報告書の確定となっているようです。

岸本副委員長 庁内検討会議に参加する局や区とはどこのことを指しているのでしょうか？

事務局（自治推進部担当係長） 今回この委員会に参加している市民・子ども局、経済労働局の他、まちづくり局なども入ります。協働事業を担当している健康福祉局、建設緑政局などにも声がけしていく予定です。また市内7行政区の各企画部門や地域担当の係長さんなどにも参加していただく予定です。全部で十数局になります。

名和田委員長 この委員の構成を見ても、市民活動団体、自治会・町内会、企業、大学などいろんな主体の関係者が入っており、様々な主体が連携していく方向性が示されています。自治基本条例に示されている協働は市民と行政の連携・協力と規定されていますが、多様な市民同士の連携など民間サイドの主体の相互連携については必ずしも十分に規定されていません。市民活動支援指針は既に立派なものがあり、改訂に向けた報告も示されたところです。協働型事業のルールは小倉委員が委員長を務められて作られたものです。これらは非常に重要な意味を持つものですが、今日的視点から見ると、ソーシャルビジネスの視点などが十分には入っていない面があります。

これらを総合した、先ほどの図でいう第2階層について、基本的な考え方の整理が必要ということです。

7 今後の検討事項に関する意見交換

- ・ 資料5に基づき、今後の検討事項について（事務局案）について事務局から説明があった。

<意見交換>

名和田委員長 我々の頭の中にある諸課題を、5つのテーマという区分けで整理し、項目出ししていただいた資料かと思えます。これらを見ながら、それぞれの活動背景等に基づいて、どんどんご意見をいただければと思います。協働・連携と聞いて考えることや、議論していくべきと思うことなどなんでもかまいません。いかがでしょうか。

岸本副委員長 内閣府の「共助社会づくり懇談会」の委員をしていますが、「共助社会」とは、多様な主体の連携・協働によって社会課題に対応していく社会です。背景にあるのは「社会課題の複雑化と拡がり」です。

そのなかで、私自身が関心があるのは、単身高齢者が要介護となった場合にどう地域社会で支えていくかという問題です。特に収入源が年金のみで要介護状態となった場合、生活保護の受給を必要とする状態になる可能性が高いです。そのようなケースが今後地域に大量に発生していくのではないかと。また別の領域では、なかなか就業しづらい層をどうサポートして就業や自立に結び付けていくのか、自立支援の問題も大きな課題です。一方、最近では全国的に空き家が地域の1割以上発生するという状態が生まれています。この空き家という誰も使わない資源を、地域資源に転嫁して、高齢者支援や就業支援のNPOや社会企業家が使い、地域のセイフティネットを構築していけるのではないかと。不動産の寄付や社会的利活用を促進したいと思っています。これらの課題解決に取り組むには、多様な主体が連携しなければ不可能です。

今回、川崎市で協働・連携が課題として挙がってきた背景、川崎として何が一番大変で、なぜ、多様な主体の連携・協働を必要とするに至ったのか。どれくらいの深さ、今までとどのように違う協働を期待しているのか。皆さんから聞いてみたいと思っています。

小倉委員 今まで川崎市では市民活動団体が活動していくための方策を考えてきており、私も初期からそこに関わっています。行政と市民の協働連携については、ようやくなんとかできてきたという状況かなと思います。各区役所で協働提案事業の仕組みや協働のプログラムができ、NPO法人が市のそれらの事業を受託する時の協働型事業のルールができました。しかし、ソーシャルビジネスや企業と連携しようとする時に、市民活動の視点からどう進めていったらいいのか、まだ見えてこないし、互いが見えていない面がまだあると感じています。今後の協働・連携は、より多様な主体がつながっていくということですが、その際の視点をどこに置けばいいのか、言葉やイメージではきれいですが、どことどの連携の場合はどうであるのか、現場のイメージで作っていかねば具体的な案も出てこない。概念的に話をしていても、難しいのではないかと。川崎市はこれまで協働の仕組みについては、割と具体的な仕組みに落としてきた経緯があります。市民にも分かりやすい協働型ルールを作るときには非常に多くの議論をしてきました。当初は行政から「できない」と言われたことも、今振り返るとかなりできるようになってきました。

名和田委員長 具体的な分野の想定が必要ということでしょうか。例えば先ほど岸本委員が出され

た問題意識は地域福祉の分野になるかと思います。独居高齢者に対して、自治会・町内会は何をするのか、あるいは専門性を持つ市民活動団体は何をするのか、福祉事業者やNPOはどうか。企業ができることもある。企業が提供する見守りサービスにも、最近はかなりいろいろなものが出てきています。たとえば東京電力が、契約者の電気の使われ方が怪しいですよ、と指摘した時に、地域の誰が様子を見に行くのか。このような問題の中に、今日ここにおられる委員さんの活動分野も全て入ってくるかと思います。事例を想定した方が議論がしやすいかもしれません。先ほど私は福祉と都市計画が大事だと発言しましたが、地区まちづくりの分野もあるでしょうし、最近では教育の分野でも地域単位の取組が行われたり、要請されたりしている状況があります。環境分野も同様です。最近は国土交通省も、市民と協働して河川をみんなのものにしようというようなことを言っています。里山の問題もあります。環境分野にもいろいろな事例があり、企業が役割を果たしていることもありそうです。いくつか事例をピックアップして議論し、そこから概念的なものを抽出していくやり方もよいかもしれません。

岸本副委員長 今までは協働連携に関しては、プレイヤーとプレイヤーの関係性の議論が中心だったかと思います。これからは例えば資金の流れなど、協働の資源を動員するための仕組みを考えることも必要です。単に行政からNPOに向けて助成金や補助金が出るというだけでなく個人や企業からの志ある寄付や、民間財団や金融機関などの社会的投資、ソーシャル・インパクト・ボンドなど民間資金など様々な資金源を活用していく必要があると思います。資金も一つのスキームに入ってくるでしょう。

名和田委員長 確かに資金については、一つの項目として独立させて考えた方がよいかと思います。今、市民活動団体が活用し得るお金としては、行政からの委託金や補助金は依然重要ですが、寄付や会費もあり、収益事業、いわゆるコミュニティビジネスをしている例も増えてきています。また額は少ないですが、自治会・町内会が支援をしている場合もあり、これも重要な資金源です。資金源を様々な活動の中でどうやって展望できるのか、今回の報告書の中でも示していく必要があると思います。川崎には川崎らしいやり方があるはずですが、先ほど廣岡委員からぐらす・かわさきでファンド立ち上げを考えておられるというお話もありました。小倉委員のほうでもすでにやられているのでしょうか。

小倉委員 かわさき市民活動センターではファンドではなく助成金です。

名和田委員長 ただ、それを市民的視点から分配されているということですよ。

小倉委員 そうです。

名和田委員長 すでに川崎では一定のシステムが存在していて、これらを今後どういう方向性へ持っていくのか。川崎に即した議論をしていきたいです。

治田委員 横浜市の市民協働の委員もさせていただき、東京でもいろいろな活動をしてきたのですが、一般的にはまだまだ市民活動やボランティアに触れない、関わろうとしない人の方が圧倒的に多いです。特に東日本大震災以降、例えばクリエイターとかIT技術者といったような方々の中から、「社会に対して良いことをしたいのだけれども、無償では嫌だ。少なからず一定の報酬は得たい」といったように、有償ボランティアやプロボノとも違った社会参画を求めているケースが増えてきています。従来型の仕組みや現状ではこれに対応できないこともありました。私も関内イノベーションイニシアティブ株式会社が運営するソーシャルビジネスの担い手講座は

国や県の補助金なども活用しているのですが、そういった人たちへのきっかけづくりにもなったと自負しています。750名もの修了生がこれまで出ています。受講生はその倍です。

私は前職で起業家支援財団という財団で、内閣府の地域社会創造事業というのをやっていました。民主党政権の時に出てきた施策で、市民活動、地域課題の解決に取り組む団体の強化が主な目玉でした。お隣の韓国の施策を見ますと、韓国では高齢者になっても年金が出ないので、80歳でも働かなくてはなりません。そうなるとなんとか自分で組織を作ってやっていく必要があるということで、5年ほど前に社会的起業の担い手を育成する施策が出て、5年間補助金を出し続けました。しかし思うような成果が上がらず、昨年、協同組合のような、自分たちでお金を出す仕組みができた。一方、日本の生協やNPOというのは、非常に特殊な成長をしていっています。NPOが欧州ほど大きなセクターにまだなっていないという議論もありますが、それは当たり前で、なぜかというNPO法人しか見ていないからそう見えてしまう面があります。

市民活動をどう捉えていくのか。私自身がすごく重要だと思っていますのは雇用の創出です。非営利セクターも雇用が生まれ限り、霞を食べては生きていけません。清く正しいNPO、要は都合がよいNPOばかり作るのではなく、補助金も既得権益でないところできちんと出し、評価もされていくものに変えていかないと、細かいところで議論していてもあまり変わらないのではないかと感じています。

この委員会の目的は「暮らしやすい地域社会の実現」ということで、そのとおりでと思うのですが、これは、川崎は都市なのであまりないかもしれませんが、今過疎地で起きているのは「暮らしやすい地域」に留まらず、「選んでもらう地域」になろうという動きです。例えばより良い福祉サービス、環境保全など、若い層や高齢者に選ばれる地域になるにはどうしたらいいのか。そのためには、議論の対象も既存の住民だけでなく、将来住民になってほしい人たちも対象としていく必要がある。この点にいち早く気が付いて手を打った自治体がこれからは生き残っていくのではないかと。過疎地域でよく聞くのは、来てもらえれば誰でもよいわけではなく、来てほしい人を選ぶということです。そうでないと地域が活性化しないのです。川崎にとっても、どういう事業者、どういうNPO、どういう市民活動に残ってほしいのか、育ててほしいのか、議論がこの委員会ですらよいかと思っています。

この観点から今の川崎の入札制度なども見ていく必要があります。今、大手企業は、行政のお金を狙っています。人材も然り。いろいろな分野の中から、補助金があるところに喰いついていき、地域のNPOがそれに負けてしまっていることがあります。それで本当に良いのか。NPO自らも力量形成をしなければならぬと思いますが、その仕組みや土壌もなく、大手に負け続けていることもあります。例えば入札の際に、「川崎市内に所在している」とか、「高齢者や障がい者など、地域の社会的に弱い立場の人を雇用している」などいくつかの条件を設定すれば、大手と地域のNPOが同じステージに上って競争ができると思います。その仕組みを明確にしている自治体はまだほとんどありません。そこがないとふわふわとした議論になってしまう恐れがあると思います。

名和田委員長 「NPOに就職するという生き方」という様な観点が入るということでしょうか。

治田委員 NPOに限らないです。表現はいろいろあると思います。「第3セクターを強くする」でもよいと思いますが、企業でもよいと思っています。

名和田委員長 最近はNPOに就職して、若いときから社会に貢献していこうというような生き方を選ぶ人は確かに増えてきていると感じます。項目として挙げておき、議論の中でも留意する必要があると思います。協同組合も重要なのですが、日本には協同組合の総論的基本法がありません。個別の単発の消費生活協同組合とか、住宅組合とか、単発の分野法しかない。それ以外の分野で協同組合でやろうとしたら、立法しなければならないということがネックになっています。NPOと異なり余剰金を「配分する」という原則をもっている協同組合というやり方、そういうものも含めて、協働の輪の中に入る主体の一つとして捉えていく必要があります。

岸本副委員長 治田委員がおっしゃった中で大きいのは「公共調達」だと思います。自治体の購入枠のなかに、ソーシャルな価値を持つ事業体に対する公共発注の枠を作るべきということですね。韓国がそうです。

治田委員 ただ、韓国の場合は過度にやっている面があり、どうかと思う面もあります。検討はした方がよいと思います。

齊藤委員 大手ばかりにとられてしまうというのは、まさに福祉の領域では特に起こっていると思います。ここをなんとかしていかないと川崎で市内の企業が育っていかないと痛切に感じています。それと雇用の問題ですね。特に川崎区ですが、子どもの貧困の問題があります。

治田委員 横浜の例で言うと、待機児童をゼロにしようと様々な施策を推進しており、「横浜型」などともてはやされていますが、現場では様々な弊害も起きています。結局駅前に、資金力のある大手が保育所をオープンさせる。しかし数年たって補助金が無くなった時には、その大手はさっさと撤退し、地元で地道に頑張ってきた団体が息絶えていて、荒れ果てた状態になってしまっている。そういう現場の声はなかなか届いていません。表向きの数字ばかり追うとそういうことが起きてしまうと感じております。

本当は市民が声をあげなければならない。それこそ市民活動だと思うのですが、請負になるから、あまり意見を言ってしまうと自分が採用されなくなってしまうかもしれないという恐れもあり、行政に従わざるを得ず、負のスパイラルに入っている感じがいたします。保育だけでなく、介護等の分野も似たようなことが起きていることがあります。

名和田委員長 今のように具体的な事例というか分野というか、いくつかパターン化できると意見が戦わせやすくなるかもしれません。

村瀬委員 3年前から公募で宮前区まちづくり協議会の委員になりました。宮前区まちづくり協議会は「市民活動の中間支援」を目的にしており、各区にも同様のまちづくり推進組織がありますが、その働きがうまく機能していないのではないかとというのが、3年間やってみて思ったことです。個別にみると良い活動や支援を実践している団体もあるのですが、全体のまとまりをつけていくことができていません。もう少し大きな観点から市民活動を行政に届けられるシステムが必要だと感じます。宮前区まちづくり協議会も7期14年にも渡って、一生懸命活動しているのですが、近年は若い人が入ってこないという状態になっています。もう少しその地域の力を持たせたい。

もう一つはこの会議もそうなのですが、^{そうそう}錚々たるメンバーなんだけれども、若い人が見えない。私は「まちなかビジネス発信所」という任意活動を立ち上げ、小倉さんがいらっしゃるかわさき市民活動センターから助成金をいただいて、活動をしています。先日はグリーンズというソーシ

ャルビジネスを紹介しているウェブマガジンの方のセミナーを開講しました。そうすると、若い人はみなさんが思っている以上に社会に貢献したいとか、社会に目は向いていることがわかります。ただ、ちょっと一歩引いていて、行政や既存の活動団体とは一緒にやらなくてもいい、もっと社会のシステムに乗っかっていく方法を新たに考えていこうという志向があったりします。川崎市は今、ピープルデザイン研究所という団体と包括協定を結んでいて、取り組まれているのですが、先日ある障がい者の方が、あそこばかりに行政の目が向いてしまっていて、おれたちのことは後回しだよなという話をされていたのを聞きました。こういうことはあつてはいけないのかなと思います。もっと区レベル、地域レベルでまとまるシステムができ、それが中央に届いてくような仕組みができないかと思います。

名和田委員長 川崎市ではまちづくり推進組織以外に区民会議という仕組みが導入されていますが、村瀬委員の視点からは両者の関係をどのように見ておられるのでしょうか。

村瀬委員 まずざっくりばらんに言いますと、「前市長が諮問機関として創ったのが区民会議だから、市長が変わったら続かわからない」と言った方がいました。ただ、宮前区のまちづくり協議会の中からも区民会議に何人か委員を出しています。課題解決のための区民会議、市民活動の中間支援のためのまちづくり協議会はということに、それぞれ本当に軸足をしっかり置いて活動しないと、混同してしまうと思います。「まちづくり協議会」という名前で活動していると、ここで課題が解決できるのかなと入っている方もいます。両者の住み分けはまだうまくできているとは思えません。連携というよりは、あつちはあつちでやっているというような雰囲気になってしまっている現状があります。

名和田委員長 川崎市は政令市ですので、全市レベルだけでなく、各区レベルの中間支援という認識を持たなければならないと思います。まちづくり推進組織が区レベルでその役割を果たしているということでしょうか？

村瀬委員 そうでなければならぬと思いますが、まだそこまでいっていない面もあります。

名和田委員長 中間支援というと、市レベルの視点がまず浮かびそうですが、区レベル、場合によってはさらに狭い地域単位での機能も考えていかねばなりません。区民会議は自治基本条例にも明記されており、区民会議条例もありますので、無くすというわけにはいきにくい面はあると思います。

村瀬委員 知り合いも区民会議の委員を務めているので、何をやっているのか、話を聞くことはありますが、似たようなことをいろいろな場・団体でしているというイメージがあり、非効率的と感じています。市民の力をより活かすためにも、その辺りがうまくまとまっていくしくみができないかと思います。

KS（川崎・専修）ソーシャル・ビジネス・アカデミー（KSアカデミー）を2年前に受講したのですが、イギリスにあるローカル・ストラテジック・パートナーシップ（LSP）というしくみを聞いて、その川崎版ができないか、それをみんなで考えられないかと思いました。

名和田委員長 KSアカデミーは専修大学の徳田先生が長を務めておられ、本来は彼もこの場にいるべきだと思いますが、現在研究でイギリスに滞在されています。

廣岡委員 やはり課題ごとに見ていくとよいと思います。そしてその課題も全市的な視点ではなく、地域ごとの視点で見えていく方が、よく見えてくるのではないのでしょうか。特に川崎市の場合は、

地域によって課題もかなり違ってきます。私たちぐらす・かわさきは、市内の北部でスタートした団体なのですが、北部の市民活動は環境系の団体が多いです。それに対し、南部では緑もそれほど多くありませんので、既存の活動団体の分野構成もかなり変わっています。

私たち（ぐらす・かわさき）は民間の中間支援組織なのですが、自分たちで場や活動を持つことも大切にしてきたNPO法人なので、市の委託事業など直接的な事業も行ってきています。他団体との連携も様々な場面で心がけているのですが、なかなか思うようにはいかなかったり、大きな事業では入札にも参加できなかつたりすることもあります。区でやる事業、市でやる事業の境目もどのような区分で行われているのか、よく分からないこともあります。私たちは関連するような分野、事業を探しては応募などしている状況です。市や区の下で同類、同種の事業が連携されずに行われているということはよくあります。市民が暮らしやすい地域に向けて、市民が感じている課題をいかに吸い上げていくのか。そしてその課題を解決するためにどう連携していくのかという流れで捉える必要があり、誰が地域の課題を見ていくのかというところから検討していければと思います。全市的な包括事業をどうするかも重要だと思うのですが、今区で何が問題となっているかということを見つめ、それを施策に活かしていけるようにする。連携のあり方だけを検討するのではなく、課題解決のために誰と誰が連携していくのか検討できればと思います。

名和田委員長 川崎市は大きく3つの地域（北部・中部・南部）に分けて捉えられることも多いようです。先日景観・まちづくり支援課を訪問して、都市計画的観点からの構造を伺ったのですが、臨海部の川崎区、それから幸区・中原区・高津区あたり、北部の方の麻生区、宮前区、多摩区などの住宅地の多い地域と大きく3タイプに分けられ、それぞれの地域ごとの課題が捉えられているようです。また川崎市にいる以上、市の局とばかり見ていくのではなく、各区ごとの特性に即して考えていくことも重要です。

小倉委員 市民活動にとっては、市よりも区と連携することが多いと思います。先ほどから区民会議が度々あげられていますが、区民会議は条例上実践ができない位置付けとなっています。課題や解決提案に関する話し合いはできても、ではそれを自分たちでやっという取組は区民会議としては、やらない形になっています。

名和田委員長 調査審議の諮問機関と条例上でなっていますね。

小倉委員 ですので、例えば麻生区などでは区民会議のメンバーが取組を実践したいとなった時には、有志で別の団体を立ち上げてそれにあたっています。具体的には区の協働提案事業にその新しい団体として提案をしています。ここに少しひずみがあるように感じます。一方まちづくり推進組織はやりたいことをどんどん実践していく組織です。地域の課題を取り上げて、やりたいこと、できることはなんでもやっという観点が元々ありました。しかし、区民会議ができたあたりから、まちづくり推進組織は中間支援組織になりなさいという流れができてきました。現在麻生区と幸区ではまちづくり推進組織がありません。麻生区ではだいぶ前に、幸区は今年からなくなっています。まちづくり推進組織の位置づけが不明確になってきている面があると思います。中間支援組織と無理やり言われて、やらなければならないと思っているのですが、中のメンバーに認識や温度の差がある場合もあります。村瀬委員のように自分でどんどん様々な場に出て行って活動していく方もいるのですが、まちづくり推進組織だけを活動の場としている方も多くいます。

その様な人たちに「中間支援組織」と言ってもなかなかそういう視点を持ってません。問題が複雑化してきており、このあたりの整理が必要だと感じています。

名和田委員長 区民会議は条例上、調査審議機関とされています。これは地方自治法上の地域自治区の地域自治協議会と同じで、法律の制度上、どうしてもそうなってしまう面があります。調査審議が役割であり、実践は入ってこない。前市長は実践も視野に入れているんだということを盛んにおっしゃられていたと認識していますが、条例そのものはそうなってはいません。区民会議が議決したことを実践する別組織が必要という視点で捉えると、以前から存在していたまちづくり推進組織がその役割を果たせないかという話の流れも一部にはあったかと思います。ただそれよりも、中間組織になりなさいというような流れが強かったということでしょうか。確かにこのあたりの仕組みをじっくり整理しないと、もったいなかったり、やりにくかったりということがありそうです。この委員会の場でそれがどれだけ議論可能なのかわかりませんが、市民、区民の視点から議論していかなければならないのではないのでしょうか。

岸本副委員長 川崎市では現在、先ほどあげられたピープルデザイン研究所さんと川崎市さんの連携、就業支援分野で言えば ISF ネットさんと川崎市さんがタイアップされている例など、これまでの協働と全然違うレベルの協働やパートナーシップが、単発的に突出して、発生しています。しかし、こうした動きがこれからの「協働」の例として認識されていないし、そこにうまく地域や他の NPO が絡んでいけないという状況があるように思います。今後の協働のあり方は、こうした新しい事例、状況を踏まえて、議論したいと思います。

村瀬委員 先日、ピープルデザイン研究所の須藤さんが宮前区の子ども支援室に来て、講演していただきましたのですが、対象は市の職員と選ばれた人だけでした。私もぜひ話を聞いてみたかったのですが、どうも自分とは違うところで進んでしまっているなと感じてしまうことがあります。今どちらかという行政の視線は超福祉の方についてしまっていて、本当に我々が欲しいところはなかなかやってくれないんだよなというようなことを聞いたことがあります。本当は両方ともよいことをやろうとしており、それぞれの取組もとても良いことです。ピープルデザインの活動も、川崎市発信のモデル事業ができ、それが広がっていくとすごく良いと思います。すごく応援したいです。しかし、宮前区まちづくり協議会には参加されている障がい者の方などの意見を伺うとまず出てくるのは、小さな地域単位でのお話です。そこをうまく拾い上げていく仕組みができないと、現場の視点からは、どうしても雲の上で話がされていて、取組も雲の上でされているということになってしまっている面がある。両者がうまく結びついていかなければならないと感じています。

名和田委員長 コミュニティ政策を研究している立場から見ますと、たしかに川崎では一般には地べたのコミュニティレベルの話があまり出てこないと感じています。川崎市で区レベルの区民会議とか、まちづくり推進組織などの仕組みが、それなりの形ながらも稼働しているというのは、実はすごいことだと思います。横浜にも区民会議があったのですが、今どんどん衰滅していっています。根拠となる条例もなく、位置付けもよくわからないということも原因です。3つくらいの区でしか残っていません。川崎市の場合は区レベルの中間支援機能組織が曲がりなりにも稼働し、続いています。

川崎市で、区よりも下のコミュニティレベルを見ていくと、施設としてはこども文化センター

や老人いこいの家などがあります。しかし、そこには一部の他の自治体でやっているようなコミュニティの協議会的な仕組みは必ずしもありません。それが川崎市で必要なかどうか。また、地べたの課題や見守りの仕組みを実際に構築する際には、区レベルよりも身近な地域レベルでという主体がどのように協働できるのか。これもここで少し議論したいなと思います。自分がそういう研究をしているからということもあります。

治田委員 事例として取り上げるのは良いのですが、市から区に、これ以上は口出しできないという様な面があるのではないかと思うのですが、いかがなのでしょう。川崎市としてこういう方向性でいきますよというのがこの委員会と理解しています。もちろんそれが区にも浸透して行ってほしいのですが、そこまで強制できるのでしょうか。

事務局（自治推進部長） この委員会と並行して、庁内の検討委員会を設けることを最初に説明させていただきましたが、それはなぜかと申しますと、ここでつくられた考え方や方向性にに基づいた協働の現場との連携・浸透を図る必要があるからです。協働の拠点としては、やはり区がそれにならなければならないと考えます。せっかくこうした委員会の場で方向性が打ち出されても、それが現場に反映されないのでは意味がありません。全庁的な体制で、行政内部でも取り組んでいこうという認識です。そこには区役所も参加していただく。区よりも小さな単位には現状はなっていないのですが、区の担当職員にも方向性を十分理解していただいて認識の共有、地域の現場での反映を図っていきたく考えています。

名和田委員長 局ではこう言っているのに、区役所は感度が悪いなということのままありますので、治田委員の気持ちもわかりますが、仕組みとしては図っていくということですね。

廣岡委員 最近区役所が行っている事業が増えてきていて、もともとは市と契約していたものが、区と契約するようになるというようなことも出てきています。行政的な都合もあるのかと思いますが、例えば区が、子育て団体の委員会組織を立ち上げるなど、地域内での市民活動の連携を図ろうというような取組が生まれてきています。ただこれらの取組の中で実質的な連携がどれくらい進んでいるかという、区ごとにまだ差があります。こういう方針でやろうとか、ここをこうしていこうなど、話し合っただけなのですが、本当にだれが主体的に進めていく形にはなかなか至っていないことがあります。意識的には進んでも、お金がつかないこともあります。行政がやるべきことを、市民活動が任されているというような認識になってしまうこともあり、すごくもったいないと感じます。市民主体の立ち上げから、いろんな方たちが連携していくことが理想で、そうした雰囲気ができていったら良いと思います。あり方を検討するのはいいのですが、ではそれをどう実現するのか。方針を元に市も施策をうっていくということだとは思いますが…そのあたりが今の時点ではまだ見えないのかと思います。

名和田委員長 事業局も参加されるということで、こういう分野ではこういう事業に落とし込めるというような話し合いもできるのではないのでしょうか。

末吉委員 今日たまたま消防団の方々が年始に行う出初^{でぞめ}の案内をもって来られ、少し雑談していました。その中でおっしゃられていたのは、防災の中で「消防団、頼むよ」と行政から委託を受けているのですが、いざ火災が起きた場合、それぞれの消防団にテリトリーが設定されていて、テリトリー外の人には来てくれるなということがあられるらしいです。新入団員が何回か現場を経験することで初めて高まる認識や技能があるのですが、その芽を逆につぶしてしまうようなことにも

なっています。火事現場で放水などすると出場手当が1回1500円程度あるのですが、実際には5人出動したのに団の方で調整して二人だけの出席にしてくれと言われるといったようなこともあると聞きました。消防団も民生委員も、担い手が減ってきているのですが、うまく育てていく土壌が制度としてできていない面もありそうです。今回の選挙でも自治会に、「10日間の選挙で14名のメンバーを出してくれ」というような要請がくるのですが、「どうしても日曜日は忙しい」という方も多く、結局いつも同じようなメンバーになってしまう。生活をしている地域の現場で、隣近所と仲良くし、支え合っていく。地域の防災訓練があれば、それにみんなが参加できるような形にしていきたい。地域貢献志向の若者がいるのであれば、ぜひ消防団などにも参加してもらえないか。自治会・町内会の役員は70代、80代の方もいる。そういう方々がいざという時に現場に駆けつけ、支援できるかという疑問もあります。若い力が必要です。地域によっては地元の高校との連携を先生方に働きかけて進めている例もあります。彼らは昼間地域にいる人材でもあります。意識のある、やってみたいという若い人の芽をつぶさずにうまく育てていく仕組みも検討できればと思います。

名和田委員長 民生委員と自治会・町内会の連携・協力関係はどのような形になっているのでしょうか？

末吉委員 例えばうちの自治会では、400～450世帯で1人、7人の選出の依頼があります。担当区域内に居住する方々に地区世話人になっていただき、世話人会を開催し、民生委員児童委員候補者を選出し、推薦され、引き受けていただいております。

名和田委員長 選ぶ段階はそうなっているのだと思いますが、実際の活動現場ではどうなのでしょう？双方の連携が難しい事例もあるように聞いています。例えば民生委員には守秘義務があるので、決定的なことは言えず、自治会長さんの協力が得られず困っていたり、自治会の方でも民生委員が情報をくれないので動きようがないと言っていたりしているというような事例です。一方で自治会役員会に民生委員が参加している地域もあると聞いたこともあります。川崎市の実情はどのようなのでしょうか。地域によって違い、一概には言えないのかとも思いますが。

末吉委員 まさに地域によると思います。私の地域では名簿なども共有化されており、年に数回、互いの情報を交換して、一緒に訪問する活動なども行われています。町会からお願いするので、本来連携はとれるはずだと思います。いざという時に助けてもらいたい人にとっては、守秘義務も何もないかと思えます。少し前までは会長しか名簿をもってはならない。何か起きた際はその名簿を開くというような仕組みでしたが、最近はオープンにしていという形になってきており、隣近所の人にあらかじめ支援が必要な人の情報を伝達したりしています。

名和田委員長 コミュニティレベルの連携については、今のようなことも関わってくると思います。更に企業などが関わってくることもあるでしょう。しかし一方で自治会委員が指摘されたような懸念もあり、うまく整理していかないと、限られた回数で議論をまとめることができなくなってしまいます。工夫が必要です。

齊藤委員 個人情報の問題が壁になり必要な情報がうまく伝わらないということはよくあります。例えば今度選挙がありますが、視力障がい者の方に選挙公報を万遍なく行き渡らせる方法がありません。視力障がい者向けのCD版の選挙公報なども作成しているのですが、それを選挙管理委員会で配りたくても配れません。市内には約2,200人視力障がい者がいるのですが、市の方でつ

かんでいるのは 300 人程度です。

名和田委員長 協働の輪の中に入れないマイノリティの問題、外国市民などの問題はあるかと思えます。

齊藤委員 まさにそうした情報、例えば災害があった時に助けて欲しい人の名簿が地域の町会に届いているのかどうかは重要です。

末吉委員 現場ではリストが届きすぎている。元気な方まで入ってしまっているようなリストが来ていることがあります。普段の生活には支障のない方まで含まれている。そのリスト中の方々一人ひとりの実情をどう把握していくのか、本当に助けが必要な方は誰なのか。リストの人全員を支援するということはとても無理な状況もあります。

岩本委員 資料中で「ICT を活用した情報プラットフォームなど新しい情報共有のあり方」を項目化していただいています。最近ビッグデータ、オープンデータという言葉も使われるようになり、行政や民間が持っている情報を共通のプラットフォームに載せて、市民や市民活動団体、あるいは民間企業がそのデータを活用して、地域の市民活動に向けたプログラムをつくっていただけるような仕組みを私たちは考えています。しかし、どのようにすれば使っていただけるのか、どこにどのように声かけをするのかなど、なかなか最終的な絵をまだ描けていないのが実態です。モデルのような取組が川崎でできるのであれば、それはまだ全国でもできていないので、画期的なものになりえます。課題や解決のヒントについて話し合えればと感じています。

先ほど若い人の中に地域貢献志向のある方々がいるという話がありましたが、その反面そういうことには一切関わりたくないと考えている方々もいる現実もあるかと思えます。川崎市は今、若い世代など生産年齢人口が増えている都市と伺っています。そうした方々がずっと川崎市に住み続けていたいと思っただけのような環境をどのようにつくっていったらいいのかという点も一つあるかと思えます。

川崎市との包括協定の中で、教育委員会事務局さんと一緒に「理系女子育成セミナー」という取組も現在検討しています。女性技術者の成功体験談を聞くといった企画なのですが、これは必ずしも理系女子を育てるというだけではなく、このような有益な取組を川崎市はやってくれるんだという認識を広くしていただけるような企画の一つとしても捉えています。それを通じて川崎市内の企業に勤めていただいたり、川崎市のためにできることを考えていただいたりできるような環境をつくっていくことにつながればと思います。今は川崎市さんと我々だけなのですが、その連携の輪も広げていければと考えています。

末吉委員 企業に地域に密着した活動を展開していただいている例があります。地域に参加したり、地域と触れ合うことによって、企業収益にも良い影響や企業のアピールができるかと捉える企業さんも増えてきています。町会事業への協賛等をお願いすることがきっかけになることもあります。企業さんに地域に入ってきたいただくことで、共存共栄の関係ができていきます。

名和田委員長 企業といってもいろいろな規模や営業形態、事業形態があるかと思えます。今おっしゃられているのは例えばどのような企業なのでしょう。富士通さんのような大きな会社でしょうか？

末吉委員 そこまでの規模のない場合、例えばローカルな銀行さんや農協さん、保険会社さんなどもあります。

名和田委員長 普通だったら地域とは抽象的な関わりしか持たないような事業所などでも、働きかければ、地域に関わってくださるということですね。それは重要だと思います。

末吉委員 話をしていく中で、例えば保険に関する知識など、その企業が持つノウハウや知識を講演などの形で地域に話してくださる企業さんもいます。

村瀬委員 先日宮前区でオープンデータも活用法を考える「アイデアソン」というワークショップが開催されました。国土交通省が主体になって、地図情報等と組み合わせてどのような取組や、スマートフォンなどのアプリケーションができるかというもので、100人ほどが集まりました。まちづくり協議会からも何人か参加したのですが、「私には何がなんだか分からなかった」という感想でした。ICTデータの活用については、スキル差の問題もあります。コミュニティから積み上げていったものであればわかるのですが、いきなり上から来る形で、膨大なデータをどうするんだと言われてもわからない。なかなか難しいという印象があります。

岩本委員 今考えているのは、オープンデータで共通のプラットフォームなど活用しやすい形で公開されており、それが活用できますという状況をまずつくる。そして例えば商店街でイベントをやりたいのだけれど、どういう広報ができるかという課題があるとして、地域のデータ会社がその情報をつなげて、それならばこういうものを作ってはどうかというような提案をしていくというようなイメージです。いずれにしても基盤になるものが今はまだない状況なので、それを確立し、その情報を出していくことによって、新しい地域レベルでのビジネスや市民活動の可能性が生まれてくる。具体的な活用の方法についてはまだこれからの検討課題と捉えています。地場に密着した企業や活動団体が地域のニーズとデータをうまくつなげて活用していくのが理想であり、そこまでいければ活用もうまく広がっていくのではないかと思います。

齊藤委員 資料の中に、「シニアを活用した有償ボランティア制度などとの連携」という項目がありますが、私は「有償ボランティア制度」という言葉がどうも好きではありません。それよりも少し概念を変えて、先ほど治田委員が指摘された若い世代の価値観に合致していくような仕組みの方向性など検討できればと考えます。ちょっとしたお手伝いがボランティアというようなイメージが固まりすぎていて、何かもっと良い表現がないかと思っています。

名和田委員長 有償ボランティアという言葉が認知されるまでの経緯がそれなりに大変だったということもあります。

齊藤委員 ボランティアってなんののだということが抜け落ちているような気もいたします。

名和田委員長 一方で仕事にして取り組んでいくというやり方と無償でやるやり方に二極化してしまうと、その中間はよく分からなくなってしまう。言葉がよくないのでしょうか？

小倉委員 有償はボランティアではないと思います。どこかから依頼されて、そこに行ってお手伝いをしたら、見返りを少しもらった。これは有償ではありません。こちらから要求して、報酬をいただくのが有償だと思います。ボランティアとして行きますが、交通費や食事代などをくださいと言って、それをもらうなら有償かと思いますが、何も言わずに行ったら交通費やお弁当が出たということなら有償ではない。もらえないこともある。ボランティアの心で行っていればボランティアです。市民活動をやっている人は有償ボランティアという言葉は認めていないことが多いと思います。

名和田委員長 仕組みとして、手当等を出しているということはありませんよね。

岸本副委員長 ここで問題とされているのは、シニアの方々が生き生きと地域で仕事をしながら、何等かの対価を得ていくしくみが必要だということかと思います。そしてそれを表すのに「有償ボランティア」という言葉はふさわしくないというご指摘でしょうか。

小倉委員 そうです。

岸本副委員長 言うのであれば、むしろソーシャルビジネスと言ってしまった方がすっきりするだろうということかと思います。

小倉委員 シルバー人材センターなどもありますが、あれを有償ボランティアとは言いません。それと同じ捉え方ができると思います。行ったら一回いくらということを最初から決めている。それが100円か1000円かということは関係なく、生きがいとして、仕事として行っているのだと思います。

廣岡委員 いわゆる最低賃金を満たさなければならない雇用と、無償のボランティアの間を表現するために有償ボランティアという言葉が生まれたのではないかと思います。最低賃金は満たさないけれど、何等かの対価は払えるということ。これはソーシャルビジネスとしてとらえていくということと、シニアに限らず、例えば主婦の方たちや働きにくさを抱えている人たちが、地域貢献しながら働ける仕組みを作っていくということかと思います。しかしこれを単独の団体でやっていくのはとても難しく、どのように位置付けていくのか、行政としてどう支援できるのかなどの課題があると思います。しかし一方で雇用の問題は、協働と連携の委員会で話し合う課題ではないようにも思います。ただこの項目案にソーシャルビジネスという言葉が出てこないことには違和感があります。

名和田委員長 ソーシャルビジネスにいろいろな類型があるという整理をした方が分かりやすい、ということでしょうか。このあたりも今後整理していきたいと思います。

時間が来てしまいましたので、最後に私の感想めいたものを述べさせていただきます。先ほど学校との連携、教育分野について少し言及しましたが、文部科学省の方でも学校と地域との連携を念頭に置くようになってきています。この点は意識しながら進めていきたいと思います。私は現在品川区という比較的恵まれていて行政サービスも厚いところで自治会・町内会のあり方を中心に協働のあり方を検討する場に関わっている一方、平成の大合併で過疎地が集まって形成されたような、厳しい現状を抱える自治体における協働の仕組みづくり、スーパーコミュニティ法人などと呼ばれる小規模多機能型の地域自治法人の立法構想などにも関わる機会を持っておりまして、両極端の事例を見えています。そうすると、やはり東京というのはすごく恵まれていると感じます。行政サービスもかなりの部分できている。しかしそれでも全てできるわけではない。地域として、自治会・町内会として、市民活動としてどこをどのように取り組んだら今後も幸せに暮らしていけるのか。この両極端の地域の中間に多くの都市自治体はあると感じます。川崎のような、行政サービスもある程度きちんとしているけれども、市民も頑張らなければならないというような地域、がそれです。以上の3つくらいの類型が日本国内のある種の地域的格差構造としてあると思います。その意味では川崎の実態に即した協働・連携を考えなければなりません。そのためにも外からの視点や、他都市の事例なども取り上げながら、議論を進めていきたいと思っています。

事務局（自治推進部長） 最初に資料中に示させていただいたピラミッドの第2層ということであ

まり具体的な検討にはならないのかなと思っていたのですが、ある程度実のあるものにしていくためには、焦点を絞っていったり、具体例を挙げたりしていくことも必要なのかなと感じたところです。川崎市の自治基本条例の協働というのは、行政と市民との協働ということでした。市民の定義は企業なども入ったうえでの市民なのですが、皆さんの議論の中にも出てきたように、自分たちの生活課題は自分たちで解決していかなければならないとなった時に行政が入っていけない、入っていく必要のない場面というのも増えてくるのかと思います。民間同士の連携によって解決していく場合などです。もしくは行政がそこをつなぐような仕組みなど、さまざまな展開が必要なかもしれません。皆さまからご意見をいただきながら検討できればと思っています。

8 その他

(1) 今後の議論の進め方について

岸本副委員長 協働・連携のあり方委員会を進めていく上では、市の担当事務局も議論の輪に入っていたきたい。議論のテーマが「協働」についてなので、委員会の場でともに議論して、結論を創っていきたいと思います。

名和田委員長 私が事務局に振らなければいけなかった場面もあったかと思っています。

岸本副委員長 今回協働が必要とされているのは、NPOの側の都合とか、自治体の側の都合とか、ではなく、喫緊に解決の必要な社会課題が山積しているということだと思います。川崎市の抱えている課題で協働・連携でなければ解決できない課題というのをぜひ出していただきたいと思います。それが具体的な話をもとに、協働・連携の問題点を引き出していくというのが一つのアプローチかと思っています。

小倉委員 実は川崎では都市型コミュニティ検討委員会という取組もありました。結局うまくいかなかった部分もあるのですが、地域のコミュニティをどうつくるかという議論をしていました。企業、市民、行政が参加し、様々な事例も挙げられていたと記憶しています。この委員会でもまた同じような検討をしていいのかということは一気になっています。むしろこの委員会に必要なのは理念や共通の意識の部分なのかなと思います。

事務局（自治推進部長） 理念と多様な現場は既に存在しており、両者をつなぐしくみのあり方という捉え方をしています。民間同士の協働でも、行政が支援しなければならない場合があるかと思っています。ただどういう基準でどのような支援をしていったらいいのかという基準がまだありません。そこを個別のケース別にその都度判断していくのではなく、ある程度類型化して川崎市としてこういう方針でやっていくと明らかにする。それが必要ではないかと思っています。

岸本副委員長 繰り返しになりますが、先ほど例にあげたように、ピープルデザインさんと川崎市の連携がすでにあるのに、そこに地域の担い手が参画していないのが現実だと思います。30年後の川崎を見据えたような取組み事例については、これまでの他の枠組みや委員会では、協働という視点でまだ検討されていなかったのではないのでしょうか。

小倉委員 過去に他で検討したものと同じレベル、同じ内容のものをやる必要はないということだけです。

名和田委員長 都市型コミュニティ検討委員会の資料もこの中にあるべきで、その内容も踏まえながら進めていく必要があると感じました。行政側の議論参加については、行政職員も委員に名を

連ねている例もあります。ただ、どのくらい発言されるかは、担当者による差も大きいと感じています。いずれにしても折を見て、話の流れの中で必要な行政側の見解や意見は、委員長としても今後は積極的に求めていきたいと思えます。

事務局（自治推進部長） 議論に参加をさせていただくという意味では、実は事務局でも前の方に座っている管理職よりも、後ろの担当者の方が現場や現状の知識があります。その意味でもこちらの職員を紹介させていただき、今後は発言をさせていただければと思います。どうかよろしくお願いいたします。（事務局、自己紹介）

（２）配布物の取り扱いについて

- ・ 参考資料として報告書冊子等の扱いは持ち帰りであること、今後の会議への持参は不要であることを確認した。（必要な場合は事務局で改めて閲覧用を用意する）

（３）議事録の作成方法について

- ・ 各委員の発言は発言者の氏名入りで議事録を作成、公表する方針を確認、一同了承した。
- ・ 会議録の案ができたなら、各委員に送付し、内容を確認・校正いただいたうえで公開の手続きに入る。

（４）次回日程について

- ・ 調整の結果、1月26日（月）16：00～ 次回会議を開催することとした。

以 上